

新型コロナウイルス感染症の影響による自動車の登録や点検等に関する措置について

現在実施されている下記の事項についてまとめています

- 1 自動車車検証の有効期間が延長されています **現在延長措置はありません。**
- 2 休車リストを提出することで一時抹消登録と同様定期点検義務はかかりません
- 3 一時抹消からの再登録の際、柔軟に取り扱われることとなりました

1. 自動車車検証の有効期間の延長

自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年2月28日から6月30日までのものが7月1日まで延長されます。(令和2年5月7日報道発表)

○継続検査手続き

7月1日までに継続検査
有効期間の延長による目

現在延長措置はありません

○自賠責について

継続検査を受検するま
締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。
詳しくは契約先の保険代理店等にご相談ください。

継続契約の

【参考資料】

国土交通省による記者発表資料ページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000242.html

参考資料 <http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001343033.pdf>

有効期間延長に関する Q&A

http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/200507_shinchoQA.pdf

2. 休車措置

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働していないが抹消登録をせずに保有されている自動車について、以下により手続きをしていただくことで、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施義務はかかりません。

(1) 山口運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。

休車リスト様式はこちら ※<http://www.solasi.com/ymgbus/files/kyushalist.pdf>

※リストの提出はFAXでも受け付けられます。

山口運輸支局輸送部門FAX：083-923-1036

FAXされた際は電話確認されることをお勧めします。

山口運輸支局輸送部門TEL：083-922-5336

(2) 休車期間を満了した際には、3カ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

【注意事項】

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとなります。

リストの変更が未着手の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは道路運送法第31条に基づく所要の措置が執られる場合があります。

【Q & A】

- ・任意保険について
→休車期間中任意保険の措置は求めない
- ・休車期間中に車検の有効期間が満了した場合
→休車期間満了後運行に供するまでの間に定期点検＋継続検査を受ければよい
- ・全車両休車することは可能か
→可能

【本取扱いの適用期間】

令和5年3月31日まで。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間が延長されることがあります。(12月9日付通達にて、12/31→3/31に延長されました。)

※今回の延長において、既に12月31日までで提出されている場合は3月31日までと読み替えられますので、再度のリストの提出は不要です。12月31日まで休車としている車両を1/1から再稼働させる場合は運輸支局へその旨リストに記入し、提出してください。

【参考資料】

国土交通省通知文書

http://www.solasi.com/ymgbus/files/R40601kyusya_toriatsukai_encho.pdf

3. 一時抹消登録からの再登録の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、車両の維持管理に関する負担を軽減するため、一部の車両を一時抹消登録し、事態が改善され次第再び新規検査・登録し早急に輸送を行うことを想定しているものについては、下記のとおり柔軟に取扱いがされることとなりました。

令和2年2月26日以降に一時抹消登録を受けたものであって、再び新規検査・登録を行う際の手続きに関しては、別途指示するまでの間、下記要件に該当する場合は「長さ、幅及び高さ」、「車両重量」及び「車輪にかかる荷重」について、登録識別情報等通知書と変更ないものとして取り扱う。

【要件】

- (1) 一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、かつ、一時抹消登録を受けた際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者であること
- (2) 「旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書」で新規登録を申請する所有者及び新規検査を申請する使用者が、登録識別情報等通知書に記載された自動車の構造・装置を変更していない旨を宣誓していること

「旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書」

様式はこちら ※http://www.solasi.com/ymgbus/files/saitouroku_iraisho.pdf

→独立行政法人自動車技術総合機構による審査の前に、国の検査窓口へ必要事項を記載・押印の上ご提出ください

【参考資料】

国土交通省通知文書

http://www.solasi.com/ymgbus/files/R20416corona_gensha_toriatsukai.pdf